

の事業として子ども同士の権利侵害事例への対応指針について、福祉職、弁護士、児童精神科医等からなる学際的研究チームを発足させ、検討を行った。平成17年度には、サービスを受けている子どもの権利に焦点を当て、児童養護施設における子どもの権利ノートの活用とその課題について整理・提言を行ってきた。

7. 研究計画・方法及び倫理面への配慮

① 研究計画

基本的に、①の「ファミリープリゼーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究」を中心とし、平成18年度の政策科学推進研究事業のプロジェクト提案型研究において研究計画を検討する際に課題となった精神保健サービスのニーズを持った家族への支援と性的虐待事例への対応について、分担班を作成し、特に①で対応できない部分について細かく検討することとする。なお、最終的には日本におけるファミリーグループカンファレンスの実践モデル、実践ツール、およびその教育プログラム、マルチメディア教材作成にその成果を活用する。概観すると、P.41のような計画となる。

主任研究者の高橋重宏が担当する①「ファミリープリゼーションにおけるソーシャルワーク実践モデルの開発に関する研究」では、児童相談所、児童養護施設、市町村における実践モデルについて、日本で有効適応できる援助局面やその方法及びシステムについて議論し、具体的な事例での適用を行いながら検討する。研究協力者の中には、子ども家庭福祉領域の研究者だけでなく、児童相談所長、児童福祉司、市町村の窓口担当者等が参画する。研究者の中には、現場での実践経験があるもの、及びニュージーランド等で実際にファミリーグループカンファレンスに参加した研究者も含まれる。初年度には、昨年度の神奈川県に続き、講習会プログラムを改善し、大阪府、宮城県、和歌山県の児童福祉司、および児童相談担当職員を対象とした講習会を開催すると共に、講習会が終了した神奈川県においては、具体的にファミリーグループカンファレンスの有効性が生かせると事例に対し、実践の中で適用し、その有効性と課題を検討する。この中には法的な検討も含まれる。また、海外の先進導入国数カ国の情報を収集し、その地域の実情にあわせた実践プログラムの分化（発展）について議論を行う。特に、日本でも都市と地方では親族やコミュニティの繋がりに濃淡があり、親族や地域住民の参画等について、それぞれの先進適用例の具体的な方法や戦略を検討することは不可欠である。最終的には、児童相談所、市町村、児童養護施設における実践モデルを確立すると共に、現場での普及のための教育プログラムや教育ツールの作成・検討・開発を行う。

特に、平成18年度に試行した講習会やアンケートの議論の中で、精神障害を伴った事例と、現状で法的枠組や具体的な援助方法が模索されている性的虐待については対応の困難性が強調された。従って、これらの問題には、②「子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究」（分担研究者：本間博彰）、③「子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究」（分担研究者：小野善郎）、④「性的虐待を受けた子どもへの中長期的なケア、及び援助枠組みに関する研究」（分担研究者：岡本正子）の分担研究班を置く。

②「子ども家庭福祉領域における子どもの地域精神保健クリニックの役割と有効性に関する研究」では、1～2年目に実態把握、及び国内外における精神保健のニーズを持った子どもと親への援助に際しての地域精神保健サービスの有効な参画について事例収集と検討を行う。最終年度には、地域での援助枠組み構築において有効な、地域精神保健クリニックの役割と有効性、及びあり方についての検討を行う。

③「子ども家庭福祉領域における地域精神保健支援システムに関する研究」（分担研究者：小野善郎）は、②より幅広い、地域精神保健システムに関する包括的な研究を行う。1～2年目に実態把握、及び国内外における地域におけるシステム・オブ・ケアの視点による対応システム事例収集と検討を行う。最終年度には、精神保健や福祉、医療だけでなく、法、教育などと有機的に結びついた、地域精神保健システムのあり方の検討を行う。

④「性的虐待を受けた子どもへの中長期的なケア、及び援助枠組みに関する研究」では、1～2年目において、特に事例が発見され、援助の初期介入局面における事例への援助の実態把握と有効性の検討を行うと共に、日本ではあまり実践現場での蓄積がないため、海外の先進事例を収集、検討する。最終年度には、ファミリーグループカンファレンスへ適用できる性的虐待ケースへの介入実践モデルの確立を行う。

②～④の分担班の成果は、①での検討に順次取り入れ、最終的に①の日本版ファミリーグループカンファレンス実践モデルや教育プログラムに反映すると共に、必要な提言を行う材料とする。

		(平成18年度) 平成19年度以 降の研究計画作 成	1年目	2年目	3年目
①	ファミリーブ リザーションにお けるソーシャルワ ーク実践モデル の開発に関する 研究	●試行教育プロ グラム（講習会 プログラム）の 作成・試行	●教育プログラム、教材の検討と試行・ 試作		●教育プログラ ム ●マルチメディ ア教材作成
		●神奈川県にお ける児童福祉司 への講習会と適 用可能性の検討	●有効性が期待できるケースへの適用 と有効性の検討（神奈川県） ※法的な枠組み、多様な援助機関と の連携に関しての検討も含む		ファミリ ーグル ープカン ファレン スの ●実践モ デル ●実践ツ ール ●マニ ュアル等 の作成
		●全国の児童相 談所への技法の 周知、及び適用 可能性について のアンケートの 実施	●神奈川県以外 の都道府県での講習 会と適用の検討 （大阪府、宮城県、 和歌山県を予定）		
			●海外における地域特性にあわ せたファミリーグループカン ファレンスのモデル分化・発展の 把握と日本への適用参考モデル の把握、実践ツールの収集と把 握		
②	子ども家庭福 祉領域にお ける子どもの地 域精神保健ク リニックの役 割と有効性 に関する研究		●実態把握と地域精神保健クリ ニックが参画した国内先進事例 の把握		●ファミリーグ ループカン ファレン スに有効 な地域精 神保健ク リニック の役割と 有効性、 及びあり 方について の検討
			●海外における先進事例の収集 と把握		
③	子ども家庭福 祉領域にお ける地域精神 保健支援シ ステムに関 する研究		●実態把握と地域におけるシス テム・オブ・ケアの視点による 対応システムの検討		●ファミリーグ ループカン ファレン スに有効 な地域精 神保健シ ステムの あり方の 検討
			●海外における先進事例の収集 と把握		
④	性的虐待をう けた子ども への中長期 的な援助枠 組み、及び ケアに関 する研究		●初期介入事例への援助の実態 把握と有効性の検討		●ファミリーグ ループカン ファレン スへ適用 できる性 的虐待ケ ースへの 介入実 践モデル の確立
			●海外における先進事例の収集 と把握		

②倫理面への配慮

調査においては、個人のプライバシーを十分配慮するため、調査対象機関と十分話し合い、必要なガイドラインを取り決めた上で調査に取りかかることとする。また、アンケート入力等に関しては、委託契約の際に守秘義務契約を作成し、かつこれを取り結ぶこととする。

総合研究報告書

子ども家庭福祉分野における家族支援のあり方に関する総合的研究

主任研究者 高橋重宏（日本子ども家庭総合研究所 子ども家庭福祉研究部 部長）

研究要旨

本年度はプロジェクト研究として次年度以降の計画策定の段階にある。日本における家族再統合に有効な援助枠組みを構築するため、世界的に活用がなされているファミリーグループカンファレンスについて、その有効性と日本での具体的な活用方法、および研修プログラム等について研究計画を作成した。研究班には、子ども家庭福祉領域の研究者だけでなく、厚生労働省専門官、現場の実践者、心理・精神医学領域の研究者等が参加した。

神奈川県内の3児童相談所に研修会ご協力いただき、4回のべ約100名の現場実践者の参画者を得、ファミリーグループカンファレンスを理解してもらうと共に、現場における適用可能性について議論した。それらを踏まえ、全国の児童福祉司にも文献による周知と調査を行い、地域や専門職任用等の事情を踏まえた検討を行った。

ファミリーグループカンファレンスには、親族・コミュニティといったインフォーマルな資源を取り込みながら、子どもや家族の主体性を反映できることから、現状では特に家族再統合や自立といった局面で、関係性構築が期待できると考えられる。

次年度以降は、国内で親子支援班を立ち上げて、家族支援に関して先行している神奈川県の児童相談所のご協力を得て、具体的に手法を取り入れて検討し、さらに諸外国における先行事例も含めて、日本の現状や法体系など踏まえ、親族や地域の資源といったインフォーマルな資源を生かしながら、実践モデル及びアプローチの開発、必要な実施・研修体制についての提言を行い、日本に有用なファミリーグループカンファレンスのあり方を検討したい。

研究協力者

林浩康（東洋大学ライフデザイン学部）
有村大士（日本社会事業大学大学院）
伊藤嘉余子（埼玉大学教育学部）
岡本正子（大阪教育大学教育学部）
小野善郎（和歌山県子ども・障害者総合センター）
加藤純（ルーテル学院大学総合人間学部）
加藤芳明（神奈川県厚木児童相談所）
才村純（日本子ども家庭総合研究所）
佐久間てる美（神奈川県相模原児童相談所）
佐々木政人（愛知淑徳大学医療福祉学部）
澁谷昌史（日本子ども家庭総合研究所）
妹尾浩之（神奈川県子ども家庭課）
中谷茂一（聖学院大学）
本間博彰（宮城県子ども総合センター）
山縣文治（大阪市立大学大学院生活科学研究科）

A.研究の目的

1990年代に入り児童虐待の問題が表面化し、社会的問題と認知されて久しい。これまで、日本の児童相談は児童虐待に対して、被虐待児童の保護、そしてリスクアセスメントに重点を置いた援助を行ってきた。しかし、高度経済成長以降の家族規模の縮小、地域コミュニティの弱体化などの現状を受け、近年では、子どもの保護・ケアだけでなく、子どもが家族再統合後に帰る家族、特に親への支援が重要視されるようになってきた。具体的には親へのペアレンティング教育を行ったり、家族再統合を主眼とした親子支援班等を立ち上げるといった試みが行われてきた。また、児童虐待防止ネットワークが要保護児童地域対策協議会として法制化され、さらに市町村が児童相談の一義的な窓口として位置づけられるなどの法制度の変化もあった。しかしながら現状として、児童相談所は初期対応に追われ、十分に家族再統合に時間を割けている現状とは言えないであろう。また、家族再統合を行うにあたって、家族が親族や地域と関係が希薄で、そのままでは専門機関との連携はあっても地域や親族とのよりよい関係性が築ける事例は少ない。

本研究では、改正児童虐待防止法4条5号に規定される調査研究の一環として、ファミリープリザベーションの達成のために、虐待が発生した家族について、親族や地域の資源といったインフォーマルな資源を生かしながら、実践モデル及びアプローチの開発、必要な実施・研修体制についての提言を行うことを目的とし、次年度に向けての研究計画を作成する。また、計画には実施にあたっての児童相談所及び児童福祉施設における家族再統合のための実践モデル及び必要な実施体制の検討も盛り込む。

B.研究の方法

本研究は、プロジェクト提案型研究であり、来年度以降の研究計画を練るために、具体的に日本でどの部分で有用性があるのかどうかを検討することを主眼とした。特に、家族や

コミュニティを取り込むという部分では、それぞれの家族、地域の持つ「文化」を取り扱う必要があった。また、日本の法制度への適応も考慮しながら議論を進めてきた。

研究対象としたファミリーグループカンファレンスは、ニュージーランドでマオリ族等の原住民族のコミュニティを重視した意思決定方法の手段として開発され、オセアニア地区を始め、北米のアメリカ、カナダ、イギリスなどで採用され、実績を上げつつある方法で、国際的に検討されている手法である。ファミリーグループカンファレンスでは、子どもを含めた家族にどのような援助を行っていくかという意思決定について、地域によって具体的な落とし込み方には違いはあるものの、基本的に親族や、コミュニティを含め、その子どもの問題に対してどのようにアプローチしていくのかを話し合い、司法、児童相談機関といった専門機関だけでなく、父母以外の親族や近隣コミュニティも必要に応じて参画した主体的な援助計画を策定する技法である。海外の先行事例では、親族や地域コミュニティの関係が希薄な、ニューヨークなどの大都市でも採用され、具体的なノウハウが積み重ねられており、わが国にも有意義な援助技法になると思われる。⁴⁾

研究協力者として、子ども家庭福祉領域の研究者だけでなく、厚生労働省専門官、現場の実践者、心理・精神医学領域の研究者等の参加を仰ぎ、幅の広い研究班体制をとった。研究者の中には、ファミリーグループカンファレンスにおける先進国であるニュージーランドで実際に手法を学んできた研究者も含んでいる。

当初はワーキンググループを中心として、児童福祉司に向けての研修会等を企画・実施した。具体的には神奈川県内の3児童相談所にご協力をお願いし、現場の児童福祉司に対して、ビデオと講義、書籍により、ファミリーグループカンファレンスを周知すると共に、エキスパートから見てファミリーグループカンファレンスが援助過程のどの時期に、どのような援助を行うと有効かということについて議論を加えた。日本子ども家庭総合研究所で1回、

加えて3児童相談所でそれぞれ1回ずつ、計4回の講習会を開催し、合計約100名の参加、およびアンケートにより意見を得た。

これらの研修および書籍によるファミリーグループカンファレンスの情報提供の後、全国の児童福祉司を対象として悉皆調査を行ない、ファミリーグループカンファレンスの特徴的な部分となっている家族・親族・近隣の参画などの有効性について、意識調査を行なった。

最終的に、事務局にて研究計画を作成し、研究会にて検討した。

C. 研究結果

1. 講習会の検討①

研修会を検討するにあたって、まずファミリーグループカンファレンスという手法を知らなければ、想定するイメージが異なることとなり、議論は行なえないことが指摘されたため、まずファミリーグループカンファレンスの根底に流れる、当事者の参画、および家族・親族・近隣の参画などの方法を中心に、実際のファミリーグループカンファレンスを模したビデオを和訳し、適宜映像を使った講義を行なうこととした。

その講義を踏まえ、それぞれが感じた意見を箇条書きにし、グループ討議を行ない、質疑応答、および議論を行ない、最後に、研究会をとおしてのファミリーグループカンファレンスの有効性や協力についてのアンケート調査を行なうこととした。

2. 児童相談機関向け講習会

検討①の結果を踏まえ、講習会を試行した。講習会には、研究班内の人を含め28名の参加があった。アンケートの回答をみると、19名が回答し、その内訳は、「市町村」4名、「児童相談所」9名、「児童福祉施設」2名、「大学／研究機関」3名、「大学院／大学院生」1名という内訳であった。講習会での講義は、ビデオ⁵⁾を使用した講義⁶⁾形式で行った。

講習会後のアンケート結果では、参考になったとの回答が100%で、その中でも

88.9%の参加者が「とても参考になった」と回答した。さらに、ファミリーグループカンファレンスの必要性に関しては、「必要である」、および「まあまあ必要である」との回答は100%となっており、意志決定への家族やコミュニティの参画は有効と捉えられた。

また、有効な局面について、特に有効だという回答が多いのは、「施設退所時」83.2%、「子どもの自立」の局面が58.8%、「ケースの終了時」58.1%であり、子どもを保護する、あるいは保護が継続している局面より、家族再統合を前提としてその枠組み作りを行う局面に有用と捉えられることが分かった。しかしながら、もう一方で、親は子どもが帰ってくる、という動機付がないとファミリーグループカンファレンスの適用も難しいという側面もあり、法的な関与や警察等の参画、および地域の資源の多様化により、有効活用できる局面は広がるものと予想された。

3. 児童相談所向け研修会

K県の児童相談所3ヶ所にて、約100名の児童相談所職員へ講習会を行なった。

講義形式で話をした後、先述のビデオを見た後、質疑応答を行なった。

4. 全国調査

全国の児童相談所児童福祉司向けのアンケート調査では、ファミリーグループカンファレンスを有効であると思うと回答しているのは、656(57.5%)であった。(表1)

また、児童相談所への導入可能性については、半数が「わからない」と回答しているものの、「わからない」を除くと、311名(61.8%)が導入可能であると考えることが分かった。(表2)

さらに、有効な局面については、施設や一時保護所退所時、およびケース終了時などに有効性が高いと回答されていた。(表3)

有効性と導入可能性について、ファミリーグループカンファレンスの学習機会の有無との関連を調べてみると、有効性があると考えている児童福祉司は、学習機会がない児童福祉司では520名(54.7%)であるのと比較し

て、学習機会があった児童福祉司は136名(81.0%)と高率となった。(表4)また、導入可能性についても、学習機会がない児童福祉司では、220名(22.5%)が「はい」と回答しているのに対して、学習機会があった児童福祉司では、91名(53.5%)が「はい」と回答していた。

D. 考察

本年度はプロジェクト研究として次年度以降の計画策定の段階にある。日本における家族再統合に有効な援助枠組みを構築するため、世界的に活用がなされているファミリーグループカンファレンスについて、その有効性と日本での具体的な活用方法、および研修プログラム等について研究計画を作成した。

ファミリーグループカンファレンスには、親族・コミュニティといったインフォーマルな資源を取り込みながら、子どもや家族の主体性を反映できることから、現状では特に家族再統合や自立といった局面で、関係性構築が期待できると考えられる。

次年度以降は、国内で親子支援班を立ち上げて、家族支援に関して先行している神奈川県やその他の児童相談所のご協力を得て、具体的に手法を取り入れて検討する。さらに諸外国における先行事例も含めて、日本の現状や法体系など踏まえ、親族や地域の資源といったインフォーマルな資源を生かしながら、実践モデル及びアプローチの開発、必要な実施・研修体制についての提言を行い、日本に有用なファミリーグループカンファレンスのあり方を検討したい。

E. おわりに

児童相談所をはじめとする実践現場では、家族再統合が進められているが、全体的な援助のフレームワークとして、ファミリーグループカンファレンスは普遍的な援助枠組みを提供できる。具体的には、児童相談所の児童福祉司、および児童養護施設のファミリーソーシャルワーカーが家族への援助を行う枠組みとして有効性が期待できる。

また、親族、コミュニティの資源を最大限活用することにより、児童相談所をはじめとする多忙な援助機関が必ずしも常に関われる状況にない中で、より有効な援助枠組みが構築できると思われる。加えて、援助プログラムのフレームワークには、精神医学的側面からの援助や、心理療法やペアレンティングなどの幅広い技法や援助も有機的に組み入れられる。さらには、在宅支援体制の充実、財政面でも児童保護負担金の軽減にもつながると予想される。また家族を支える親族やコミュニティの主体性も醸成できる。

家族再統合の援助プログラムとして、児童福祉司、および児童相談所長等の研修等に取り入れていくことも有効だと考えられる。

F. 研究発表

①論文発表

なし

②学会発表

なし

4) 高橋重宏監訳(2005)「ファミリー・グループ・カンファレンス」有斐閣

5) ビデオは4本使用し、そのうち「性的虐待の事例(ニュージーランド)」「ネグレクトの事例(ニュージーランド)」については、本報告書資料に掲載した。

6) 講義資料は、総括研究報告書資料に掲載した。